

益子町まちづくり基本条例

平成26年4月1日施行

「すべての人が笑顔で暮らしていけるまち」の実現を目指して



益子町

一読いただき、ご家庭で保存をお願いします



まちづくり基本条例は、なぜ必要なの？

少子化・高齢化 と 財政負担の増加

いま日本では、過去にどこの国でも経験したことのない速さで、少子化・高齢化が進んでいます。少子化による生産年齢人口の減少と高齢化による医療費や年金などの社会保障費の増加は、国と地方の財政状況を悪化させる大きな要因になっています。そのような中にあって、近い将来、益子町においても人口の40%が65歳以上になる予測もされており、町には自立した行財政運営の確立と、町民ニーズの多様化やライフスタイルの変化への対応が求められています。

このような中で、地域に根ざし、自主・自立のまちづくりを進めるためには、町民と行政が力をあわせたまちづくりが必要になってきています。



そのために、町民、町議会、町が協働してまちづくりに取り組みます。

まちづくりに関する基本的なルールを総合的に整理し、町民、行政の役割と責務を明確にするため「益子町まちづくり基本条例」を制定しました。



「益子町まちづくり基本条例」の目指すものは？



益子町まちづくり基本条例では
すべての人が笑顔で暮らしていけるまちの実現
を目指しています。



「益子町まちづくり基本条例」の特徴は？

みんなで協力して つくりました。

地域懇談会で出された意見を踏まえ、町民からの公募を含む委員で組織した「益子町まちづくり基本条例検討町民会議」で原案を作成し、役場内の会議とパブリックコメントを経て、町議会において可決成立しました。

コミュニティの 形成を進めます。

町民は、自治会など地域のコミュニティへ加入、参加し、それらの組織の形成に努めることを定めています。

また、コミュニティは自主的に運営され、地域や社会の課題解決に努めることを、まちづくり参加への基本としています。

産業の振興を進めます。

活力あるまちのために農業、工業、商業、その他の産業の振興に取り組みます。

また、文化財、陶芸、祭などを活かして魅力ある観光地づくりを進めるとともに、情報を広く発信し、観光を通じた交流を進めます。



自立したまちを目指して
まちづくり基本条例のポイントは
「**町民参加**」「**協働**」「**情報共有**」
です。

町民参加

町民の参加で、まちづくりは進められます。

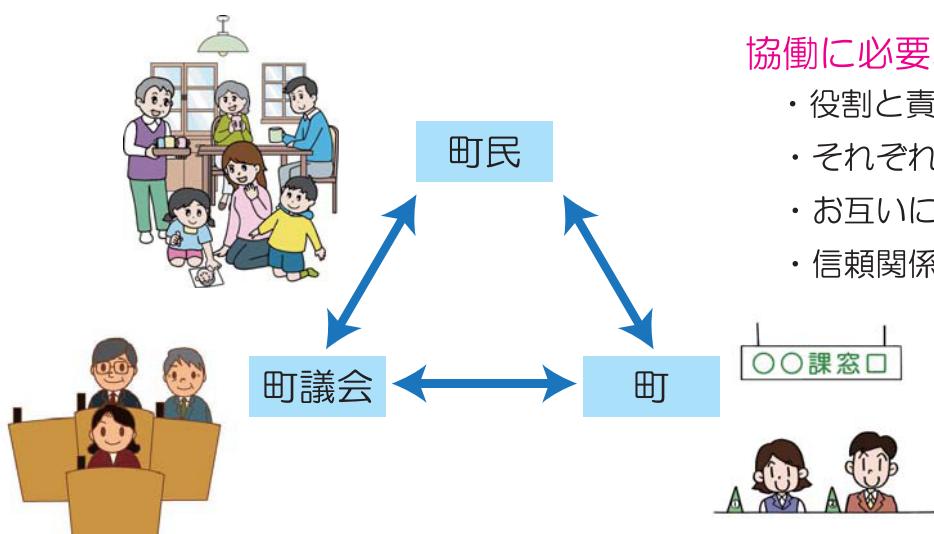


町民参加の方法

- ・町による条例制定、計画策定の委員として参加
- ・自治会などのコミュニティへの参加
- ・各種団体などが行うボランティア活動、環境活動などへの参加
- ・町が行うアンケート調査やパブリックコメントなどへの参加

協 動

町民、町議会、町が協力してまちづくりを進めます。



協働に必要なこと

- ・役割と責任を分担する
- ・それぞれの立場を尊重する
- ・お互いに理解を深める
- ・信頼関係を築く

情報共有

町民、町議会、町は、まちづくりのための、情報の共有に努めます。



・協働でまちづくりを行うためには情報の共有は不可欠です。情報共有を進めるため、町は必要な情報をインターネットや広報紙などにおいて積極的に提供するとともに、情報提供の方法についてもさまざまな媒体の特性を活かすよう努めていきます。

また、町民の皆さんにもまちづくりについての意見や情報の提供に協力していただくことが必要です。

まちづくり基本条例 Q & A

Q まちづくり基本条例ってなに？



A 益子町の自治のあり方を定めた条例です。まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、町民の皆さんと町がお互いに協力していくためのルールなど、町政運営の基本原則と具体的な仕組みについて明らかにしたものです。

Q まちづくり基本条例って必要？



A 地方分権が進み、町の役割と責任が大きくなりました。また、少子化・高齢化・町民ニーズの多様化など社会環境も大きく変化しています。こうしたなかで、新たな町政運営の基本的なルールを定めることが必要になっています。

Q まちづくり基本条例の目的はなに？



A 益子町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、私たち（町民、町議会、町）が協働することによって、全ての人が笑顔で暮らしていける自立したまち（地域社会、益子町）の実現を目指しています。

Q 協働のまちづくりって、なに？



A まちづくりについて、町だけでなく町民やコミュニティ組織など、自立した様々な人や組織が対等な立場で互いに尊重しあい、役割と責任を分かれながら課題の解決に当たり、豊かな地域社会の実現を目指すことです。

Q まちづくりには、必ず参加しなくてはいけないの？



A 町民の皆さんにまちづくりに参加していただきますが、まちづくりの活動は多様であり、参加・不参加は町民の皆さんの意思が尊重されるべきものです。よって、まちづくりへの参加・不参加を理由に不利益（不当な扱い）を受けることはありません。

「益子町まちづくり基本条例」は、自治会を代表する委員や地域を代表する委員、議会を代表する委員や関係団体を代表する委員、公募による委員など33名の委員で組織された町民会議などで協議をかさねて策定しました。

また、多くの町民の意見を反映させたい思いから、町民を対象とした講演会、将来の益子町や地域の担い手になる町内の中学生、高校生へのアンケート、益子町内を4地域に分けての地域懇談会などにも取り組みました。

益子町を住みよい町にするため、私たちは力を合わせてまちづくりを進めていくことが必要です。

「益子町まちづくり基本条例」の制定をきっかけとして、益子町に住んで良かった、これからも住み続けたいと思える町を、つくっていきましょう。



益子町まちづくり基本条例

前文

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 権利と責務（第5条—第7条）
- 第3章 まちづくり（第8条—第15条）
- 第4章 情報共有（第16条—第18条）
- 第5章 行政運営（第19条—第21条）
- 第6章 住民投票（第22条）
- 第7章 危機管理（第23条）
- 第8章 条例の見直し（第24条）

附則

前文

益子町は、四季折々の豊かな自然の恩恵を受け、八溝山系の里山にいだかれた穏やかなまちです。世界に誇れる益子焼や古き良き伝統文化、広く人々を受け入れる気質、郷土を愛する心など、これらは先人たちが築き継承してきた財産です。私たちは、この風土・文化・人とともに生きていることに感謝し、次の世代へとつないでいきます。

私たちは、このまちが将来にわたって輝き続けるためにともに知恵を出し合い、笑顔と活力に満ちあふれるまちをつくっていきます。そのために、一人一人がまちづくりに参加する意識を高く持ち、自ら考え、互いを思いやり支え合い、人と地域のつながりを大切にし、心と力をあわせて行動していきます。

このような思いに基づき、私たちは、主体的なまちづくり、そして協働のまちづくりにより「子どもからお年寄りまで笑顔で暮らしていけるまち」を築くため、この益子町まちづくり基本条例を制定します。

解説

前文は、条例を定めるに当たっての意義や決意を明らかにしたものであり、条例の由来、趣旨、基本原則などを述べ、全般にわたる解釈指針としての意味も持っています。この条例の前文も益子町の成り立ちから将来像、条例制定にあたって目指すまちづくりを明記しました。

最初に、今の益子町は、特色のある風土・文化・人によって継承されてきたことを述べ、これらを次の世代へとつないでいくことを決意しました。

次に、将来にわたって輝き続けるため、今から皆で様々な方法によりまちづくりに取り組むことを決意しました。

最後に、主体的なまちづくりと協働のまちづくりによって、より良い地域社会、益子町を築くため、この条例を制定するとしました。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、益子町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、私たちが協働し、誰もが笑顔で暮らしていけるまちを築くことを目的とする。

解説

この条例の目的を定めたものです。この条例により益子町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、私たち（町民、町議会、町）が協働することによって、全ての人が笑顔で暮らしていけるまち（地域社会、益子町）の実現を目指すものとしました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私たち 町民、町議会及び町をいう。
- (2) 町民 町内に居住している者及び通勤し、又は通学している者並びに町内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 町 町長及び町の執行機関をいう。
- (4) 協働 町民、町議会及び町が互いの役割と責任のもと、まちづくりのためにともに考え、協力し、行動することをいう。
- (5) コミュニティ 町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として結ばれた自治会、ボランティア等の組織及び集団をいう。
- (6) まちづくり 誰もが笑顔で暮らしていけるまちを目指す公益的な活動をいう。

解説

この条例の解釈にあたり、キーワードとなる用語の定めたものです。

「町民」は、様々な活動を行っている人や団体などの知恵や力をまちづくりに活かすことが必要であることから、居住する町民だけでなく、町内に通勤・通学している人や町内に事務所を置く法人（企業等）、その他の団体（N P O等）を含めました。

「町」は、一般的に地方自治体としての益子町を示しますが、この条例においては、町長とその他の執行機関として、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）としました。

「協働」は、まちづくりの主体である町民と町議会、町がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、まちづくりのために思考し、協力し、行動するものとしました。

「コミュニティ」は、多様な人と人のつながりにより構成された集団や組織をいいます。地域活動の主たる担い手である自治会や、地域における育成会、女性会、老人会等や目的を持ったボランティアグループ等の任意団体としました。「まちづくり」は、町が行う公共施設の整備や行政サービス等に限らず、様々な町民やコミュニティが自主的に取り組む活動などを含む、公益的な活動としました。

(基本原則)

第3条 私たちは、まちづくりにおいて、互いに尊重し、認め合い、協働することを基本とする。

解説

この条例の基本原則を定めたものです。町民、町議会、町が相互に尊重し合い、それぞれの立場を理解し認め合い、まちづくりに関して一緒に考え、協力し、行動することを基本原則としました。

なお、町民同士も個々の主体性を重視し、基本的人権と多様な価値観を認め合い協働することも含みます。

(最高規範性)

第4条 この条例は、益子町におけるまちづくりの最高規範であって、まちづくりは、この条例の規定に基づいて実施されなければならない。

2 町は、条例、規則等の制定改廃並びに総合振興計画、その他の計画及び施策（以下「総合振興計画等」という。）の策定又は変更にあたり、この条例の規定に即し、かつ、適合させなければならない。

解説

この条例を益子町におけるまちづくりの最高規範（行動・判断の基盤）として定めたものです。

他の条例等や町が策定する数々の計画等もこの条例の趣旨に基づいて判断し、適合させるものとしました。

第2章 権利と責務

(町民の権利と責務)

- 第5条 町民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- 2 町民は、町議会及び町の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 町民は、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、町やコミュニティのまちづくりに参加するよう努めなければならない。
- 4 町民は、まちづくりへの参加、不参加を理由に不利益を受けない。

解説

町民のまちづくりに関する権利とそれに伴う責務について定めたものです。

第1項では、町民にまちづくりに参加する権利が有るものとしました。「参加」とは、まちづくりに主体的に関わり行動することで、町による条例の制定、計画の策定などに関わる「参画」を含み、また、自治会などのコミュニティへの参加も含みます。

第2項では、まちづくりの前提になる町議会、町が保有する多くの情報について、町民に知る権利が有るものとしました。

第3項では、自覚や意志に基づくとともに行動や発言に責任を持ちながら、町民は、町やコミュニティのまちづくりに参加するものとしました。

第4項では、前項により、まちづくりへ積極的に参加することを町民に求めましたが、まちづくりの活動は多様であり、また、参加・不参加は町民の意思が尊重されるべきものであることから、まちづくりへの参加・不参加を理由に町民が不利益（不当な扱い）を受けないものとしました。

(町議会の責務)

- 第6条 町議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関であり、適正な町政運営の監視を行うものとする。

- 2 町議会は、町民の声を反映した政策の提言及び立案を行うものとする。

解説

町議会の責務を定めたものです。町議会は、直接選挙という民意の代表から構成される益子町の意思決定機関であるとともに、地方自治法に定められた機能を發揮し、行政運営や財政運営など町政全般が適切に行われているかを監視するものとしました。

また、町民の意思を代表し町政に反映させる政策の提言、立案を行うものとしました。

(町の責務)

- 第7条 町長は、町民の意向の把握に努め、町政の代表者としてこの条例を遵守し、前文の趣旨を実現するため、まちづくりを推進しなければならない。

- 2 町長は、まちづくりの推進のため、人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならぬ。

- 3 町の執行機関は、その権限と責任において、前項と同様に取り組まなければならない。

- 4 町職員は、前文の趣旨を実現するため、常に自己の資質向上に努めなければならない。

解説

町の責務について定めたものです。第1項では、町長は、様々な広聴活動、町民との対話などにより、町民の意向を捉えることに努め、益子町の代表者として、この条例を守り、前文で述べている主体的に協働によるまちづくりを進めるものとしました。

第2項では、町長は、職員を適切に指揮監督することに加え、様々な機会を通して、多様化する行政ニーズに的確に対応することができる人材の育成に努めるなど、効率的・効果的に組織運営を行うものとしました。

第3項では、町長以外の執行機関も第2項同様に行うものとしました。

第4項では、町職員は、前文の趣旨を理解し、効率的・効果的に職務を遂行するため、必要な知識の習得や能力の向上などに常に努め、自分の資質を高めるものとしました。

第3章 まちづくり

(コミュニティ)

第8条 コミュニティは、自主的及び自律的な運営を行い、まちづくりに参加するとともに、地域や社会の課題解決に努めるものとする。

2 町は、コミュニティの自主性を尊重し、必要に応じて支援を行わなければならない。

3 町民は、コミュニティの形成に努めるものとする。

(産業と観光)

第9条 私たちは、活力あるまちを実現するため、産業の振興と風土に根付いた地場産業の継承発展に取り組むよう努めなければならない。

2 私たちは、自然、文化財、芸術、伝統文化などを活かし、魅力ある観光地づくりを行い、町内外に発信し、かつ交流を図るよう努めなければならない。

(環境)

第10条 私たちは、自然と人間との共生を願い、自然環境及び生物多様性の保全、景観の維持を図り、後世に引き継ぐよう努めなければならない。

2 私たちは、持続可能な社会及び循環型社会の実現を目指して、創意工夫に努めなければならない。

(文化)

第11条 私たちは、文化財の重要性を認識し保護に努め、培われてきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

2 私たちは、文化活動の担い手として、又は支援者として関わることにより、芸術文化の振興に努めなければならない。

(教育と学習)

第12条 私たちは、将来を担う子どもたちに、風土・文化・人の恵みを受けて今があることを教え育てるよう努めなければならない。

2 私たちは、互いを尊重し合い、社会の一員として生涯にわたって学ぶよう努めなければならない。

3 私たちは、社会教育を推進し、まちづくりに参加できる担い手を育成するよう努めなければならない。

(福祉)

第13条 私たちは、一人一人の人間性や個性を尊重し、豊かな社会の実現に努めなければならない。

2 私たちは、違いを認め合う社会の実現を目指して、お互いを思いやり、助け合い、誰もが安心して暮らしていくよう努めなければならない。

(健康)

第14条 私たちは、健やかな生活を営む上で欠くことのできない健康づくりに努めなければならない。

(連携及び交流)

第15条 私たちは、他の地域との連携及び交流を図るよう努めなければならない。

2 私たちは、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、国際交流に努めなければならない。

解説

第3章 第8条から第15条は町民会議、地域懇談会等で多くのご意見をいただいた「まちづくり」についてまとめ定めたものです。

第8条の第1項では、自治会などのコミュニティは自主的に運営し、まちづくりに参加し、地域や社会の課題解決に努めるものとしました。

第2項では、町は、コミュニティの自主性を尊重しながら、必要に応じて支援を行うものとしました。

第3項では、町民は、コミュニティなどへ加入、参加し、それらの組織の形成に努めるものとしました。

第9条では、私たち（町民、町議会、町）は、活力あるまちのために農業、工業、商業、その他の産業の振興に取り組み、地場産業（代表的な益子焼など）は継承し発展するように取り組むものとしました。

また、益子町の自然、国、県、町指定の文化財、陶芸、祭などを活かして魅力ある観光地づくりを行い、それらの情報を町内及び町外に発信し、観光による交流を図るものとしました。

第10条では、益子町の豊かな自然と人間とがともに生きることを願い、自然環境、生物多様性の保全、里山に代表される景観の維持を図り、これらを次の世代に引き継ぐものとしました。また、環境が悪化し、資源がなくなり、廃棄物が蓄積され、いずれは破綻してしまう大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとし、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型の社会を目指し工夫するものとしました。

第11条では、益子町にある多くの文化財の大切さを認識し、保護し、伝承されてきた文化を次の世代へ伝えるものとしました。また、それら文化活動の担い手、支援者としても関わるよう求め、芸術文化を振興するものとしました。

第12条では、将来を担う子どもたちに、風土・文化・人の恩恵により今の生活があること教え育てるものとしました。また、社会の一員として学習を継続するものとしました。

社会教育は、学校教育以外の領域において組織される教育・学習活動の総称であり、広く文化活動やスポーツ活動も含みます。それらを進めることにより、まちづくりに参加できる担い手の育成を行うものとしました。

第13条では、福祉において、健常な方、高齢な方、障がいを持った方などの人間性、個性を尊重し、精神的に豊かな社会の実現と違いを認め合うことで、互いに助け合い、誰もが安心して暮らしていけるよう行うものとしました。

第14条では、健康は人の元気と安心の源であり、心身の健康づくりを行うものとしました。

第15条では、それぞれの地域が連携し交流し、それらをまちづくりに生かすものとし、また、国際的な人材の育成と国際交流を行うものとしました。交流は、第9条にもありますが、ここでは、国内外の市町村間の交流や観光以外の人的な交流を行うものとします。

第4章 情報共有

(情報共有)

第16条 町は、まちづくりに必要な情報を町民に提供し、共有しなければならない。

2 町は、条例の制定及び施策の実施については、それぞれの過程において必要に応じ町民から広く意見を聴かなければならない。

3 町民は、まちづくりに関し、必要な情報を開示し、まちづくりに寄与するよう努めなければならない。

解説

協働でまちづくりを行うためには情報の共有は不可欠です。その情報共有について定めたものです。

第1項では、町民との情報共有を進めるため、必要な情報を積極的に提供するものとし、町は、インターネット等による適時性や広報紙の身近さなど、情報の提供方法の特性、情報の内容や性格などを踏まえ、さまざまな提供方法の工夫等に努めることが考えられます。

第2項では、町から町民への一方通行的な情報発信は、必ずしも望ましい姿とはいえず、町も町民から広く意見等を収集する姿勢をもつことが必要であるものとしました。

第3項では、まちづくりに関して、町民も必要な情報を開示、提供するものとしました。

(説明責任)

第17条 町は、町の実施する施策について、町民にわかりやすく説明しなければならない。

2 町は、町民からの意見や質問に対し、速やかに対応しなければならない。

解説

協働のまちづくりで重要となる情報の共有を進めるため、町には、わかりやすく町民に説明する責任があることを定めたものです。

第1項では、町は、まちづくりに関わる事項や町民生活に影響を及ぼすような事項について、町民の理解を得るために説明する責任があります。そのため、実施する施策（計画等）についてわかりやすく説明するものとしました。

第2項では、情報提供だけではなく、町民の意見や質問に対して、速やかに対応するものとしました。

（個人情報の保護）

第18条 私たちは、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報を保護しなければならない。

解説

個人情報の保護について定めたものです。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであると考え、その適正な取扱いを図り、基本的人権を尊重し、擁護するために保護するものとしました。

なお、町及び町議会のみならず、町民にも個人情報の適正な取り扱いを求めるものです。

第5章 行政運営

（総合振興計画）

第19条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を図るために基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、総合振興計画の策定にあたり、町民が参加する機会をつくるなければならない。

解説

町が長期的な視点に立って、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるために策定する総合振興計画に関する事項を定めたものです。

第1項では、総合的かつ計画的な町政運営を図るために、基本構想とそれを実現するための主要な施策を示す基本計画などで構成するまちづくりの総合的な指針であり、各分野別の計画の基本となる重要な計画である「総合振興計画」を策定するものとしました。

第2項では、総合振興計画の策定において、町は町民が多様な方法で参加できるように機会をつくるものとしました。

（財政運営）

第20条 町は、健全な財政運営をしなければならない。

2 町は、予算編成にあたり、財源を効率的かつ効果的に活用しなければならない。

3 町は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表しなければならない。

解説

財政運営に関する基本的な考え方と透明性の確保について定めたものです。

第1項では、町は、経費の削減、効率化や収入の確保、また、長期的な視野に立った計画的な財政運営に取り組むことなどにより、健全な財政運営を行うものとしました。

第2項では、毎年度の予算編成にあたり、総合振興計画の推進状況や行政評価の結果等を踏まえ、財源を効率的、効果的に活用するものとしました。

第3項では、財政状況は、地方自治法の規定に基づき条例を制定し公表をしていますが、財政運営の透明性を高めるため、よりわかりやすく資料の作成や公表を行うものとしました。

(評価)

第21条 町は、総合振興計画等がこの条例の趣旨に沿って実施されているかについて評価し公表しなければならない。

解説

この条例が制定された後、総合振興計画やその他の計画、施策などが、この条例の趣旨に沿って実施されることが重要です。

そのため、この条例に基づくこうした取り組みや実施状況を評価し公表することを定めたものです。

評価を行うことは、必要に応じて計画や施策の見直しを行っていくことにつながる考えます。

なお、評価、公表を行う委員会、方法などについては別に定め、その規定に基づき行うものとします。

第6章 住民投票

(住民投票)

第22条 町は、町政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

- 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
- 3 町長は、前項の規定による住民投票に関し定める条例に基づき住民投票を行うときは、その目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。

解説

住民投票について定めたものです。

第1項では、住民参加の最終的な手段である住民投票制度を設けることができるものとしました。

第2項、第3項では、住民投票制度は、どうしても解決の方向が見いだせない場合の最終手段として位置づけられるべきものであり、安易にすべきものではありません。実施する場合には、その案件に応じ、十分な議論を行ったうえで、必要な事項を別に定め、その取扱いについても明瞭にすべきであるものとしました。

第7章 危機管理

(危機管理)

第23条 町は、不測の事態に備えて、災害等から町民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、町民、他の市町村、県、国及びその他関係機関と連携しながら防災活動を行わなければならない。

- 2 町民は、自ら災害等に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動へ参加するなど防災に寄与するよう努めるものとする。

解説

災害などによる不測の事態に備えるための町や町民の危機管理について定めたものです。

第1項の「災害等」には、地震、竜巻、洪水、大規模な事故などの他、原子力災害も含みます。

それらの災害に対して、町は、町民、その他関係団体と連携、協力し防災活動を行うものとしました。

「防災」は災害を未然に防止し、災害が発生した場合は被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることも意味します。

第2項では、町民も自ら災害等に備え、自発的に防災活動に参加し、寄与するものとしました。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、この条例が益子町にふさわしいものであるかを検証するとともに、必要に応じて見直さなければならない。

解説

条例の見直しについて定めたものです。この基本条例の位置付け、役割を踏まえると、時代の変化や社会情勢などに対する各条項の適合性、妥当性等について、適切に検証する必要があり、その結果によっては見直すものとしました。この条例の見直しを行う委員会、方法などについては別に定め、その規定に基づき行うものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



平成 26 年 8 月
益子町大字益子 2030 番地
益子町総務部総務課
TEL:0285-72-8824 FAX:0285-72-6430
E-mail soumu@ms.town.mashiko.tochigi.jp